

令和7年5月19日

刈谷市長 稲垣 武 様

刈谷市水道事業及び下水道事業審議会

会長 齊藤 由里恵

今後の事業経営のあり方について（答申）

令和6年5月20日付け刈水第52号で諮問のありました「今後の事業経営のあり方」について、慎重に審議を重ね、別紙のとおりとりまとめましたので答申いたします。

答 申 書

市民生活や社会経済活動に欠かせないライフラインである上下水道は、将来にわたり安心・安全な水の安定提供や、衛生的な生活環境の確保が求められる。

刈谷市の水道事業及び下水道事業は、水需要の減少等により料金収入の増加が見込めない状況にあり、加えて、老朽化した施設や管路の更新、耐震化のため多額の費用が必要となり、厳しい経営状況にある。

このような状況の下、令和6年5月20日に「今後の事業経営のあり方」について当審議会へ諮問を受け、これまで5回の審議を重ね、次のとおり結論を得たのでここに答申するものである。

1 水道事業

(1) 経営戦略について

水道事業は、将来にわたり健全な経営を持続していくため、令和3年度に策定した「刈谷市水道事業経営戦略」に基づき計画的な施設整備及び事業運営に努められてきたと認められる。

しかし、本戦略は策定してから3年が経過し、有収水量の減少による給水収益の減少、県営水道料金の値上げ及び物価高騰による費用の増加に伴い、計画と実績との間に乖離が生じ、事業環境は更に厳しさを増している。このような状況下で、令和5年度までの実績を踏まえた将来推計では、令和6年度以降は経常的な収益的収支の赤字が発生し、令和10年度には資金ショートを起こすことが示された。

これらを踏まえ、「刈谷市水道事業経営戦略(令和6年度改定)」において、投資と財源の収支均衡を中心とした本戦略の中間見直しを実施し、老朽化した施設等の更新及び災害に備えた基幹施設等の耐震化を着実に進めると同時に、将来にわたり安定した事業経営を実施するためには、約7億円/年の増収が必要であり、供給単価172円/m³(現行132円/m³)を目安に料金改定を検討する旨記載され、本審議会において料金改定についての検討を行った。

(2) 水道料金の改定について

ア 料金改定の必要性

今後発生が懸念される南海トラフ地震での被害を最小限に抑えるためには、基幹施設等の耐震化推進が急務であり、老朽化した施設等の更新とともに計画通り進めていくことが必要である。また、水道事業は、施設等の維持管理費並びに更新及び耐震化費用は料金収入で賄われているが、水需要の減少や昨今の物価高騰、県営水道料金の値上げにより、経費の削減努力だけでは費用を賄う財源の確保が厳しい状況にある。

以上のことから、災害に備えた対策を着実に実施し、将来にわたって健全な経営を維持するために必要となる約7億円／年は、料金改定により確保されることが妥当である。

イ 適正な水道料金等

(ア) 料金算定期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(イ) 改定幅

料金回収率100%以上かつ資金残高10億円以上を確保できる水準として、「ア 料金改定の必要性」において示したとおり約7億円／年の増収が必要だが、これを料金改定により確保する必要があるため、供給単価172円／ m^3 （現行132円／ m^3 ）を目安に改定することが妥当である。

(ウ) 改定時期

令和10年度の資金ショートを回避するためには、早期に改定する必要があるが、市民等への周知期間を踏まえると、令和8年4月の改定が妥当である。

(エ) 料金体系について

a 基本料金と水量料金の配分割合の見直し

現在の料金体系では、全体に占める小口使用者（主に一般家庭など）の割合について、有収水量が約65%に対し給水収益が約57%であることから、小口使用者に配慮され、大口使用者からの収益に重点を置いたものとなっている。

しかし、現状としては、大口使用者の使用水量が大きく減少しており、また、全体的にも水需要が減少している。そのため、水需要の増減の影響を受ける水量料金の割合を下げ、基本料金の割合を上げることにより、経営の安定化を図る必要がある。

以上のことから、基本料金と水量料金の配分割合を水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会 令和7年2月）に基づき算定し、現在の26.5%：73.5%のところ、31%：69%とすることが妥当である。

b 基本料金の改定率

水道施設の固定費等をメーター口径に応じて負担する基本料金については、口径間の公平性の観点から口径別基本料金を定率改定とし、その改定率は、「a 基本料金と水量料金の配分割合の見直し」で示した基本料金の配分割合を引き上げるために、50%とすることが妥当である。

c 水量料金の改定率・逡増度

高い水量料金単価での使用水量が減少していることから、経営の安定化を図るためには、逡増度を縮小する必要がある。

しかし、「b 基本料金」で基本料金を定率50%改定としたことで、水量が少ない小口使用者の方が大口使用者よりも基本料金の改定の影響が大きく、相対的に小口使用者の負担増の割合が大きくなる。これに加え、逡増度を縮小することは、小口使用者の負担増の割合をさらに大きくすることになるため、一般家庭への急激な影響を及ぼすことが懸念される。

以上のことから、逡増度は維持し、水量料金の改定率は定率22.5%の改定とすることが妥当である。

d 公衆浴場用・臨時用の設定

一般用における負担増の割合が使用水量にかかわらず定率22.5%となることに合わせて、公衆浴場用・臨時用ともに定率22.5%の改定とすることが妥当である。

ウ 水道料金表（案）

以上のことを踏まえ、水道料金表については、下表のとおりとすることが妥当である。

【水道料金表（案）】

基本料金表

（1月当たり、税抜）

メーター口径	金額
13 mm	735 円
20 mm	1,140 円
25 mm	2,475 円
40 mm	9,930 円
50 mm	15,300 円
75 mm	36,960 円
100 mm	62,955 円
125 mm	98,535 円
150 mm	135,120 円

水量料金表

（1月当たり、1 m³につき、税抜）

用途	区分	金額
一般用	10 m ³ まで	67 円
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	98 円
	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	140 円
	40 m ³ を超え 60 m ³ まで	189 円
	60 m ³ を超え	214 円
公衆浴場用	1 m ³ につき	85 円
臨時用	1 m ³ につき	379 円

2 下水道事業について

(1) 経営戦略の改定について

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水防除に重要な役割を果たしてきた下水道事業は、その取り巻く環境が厳しさを増していく中で、下水道事業を将来にわたり安定的に続けていくため、令和4年度に策定した「刈谷市下水道事業経営戦略」に基づき、計画的な施設整備及び事業運営に努められてきたと認められる。

しかし、本戦略を策定した当時に比べ、エネルギー価格の高騰をはじめとした物価上昇による経費の増大により、計画と実績には乖離が生じている。令和5年度までの実績を踏まえた将来推計では、現行の経営戦略における推計より一般会計からの基準外繰入金への依存度が上昇傾向にあり、経費回収率をはじめとした経営目標の達成が困難であることが示された。

これを踏まえ、「刈谷市下水道事業経営戦略(令和6年度改定)」において、将来予測の投資・財政計画への的確な反映及び必要となる経営改革の検討を中心とした収入・支出の両面における本戦略の中間見直しを実施し、将来にわたり持続的に下水道事業の経営を維持していくためには、法令の趣旨に則った独立採算の早期実現、基準外繰入金を解消し経費回収率100%とすること、その達成に向けて使用料単価(現行96円/㎡)を汚水処理原価(令和5年度実績においては123円/㎡)と同水準以上まで引き上げる使用料改定が必要であり、その内容について検討する旨が記載され、本審議会において使用料改定についての検討を行った。

(2) 下水道使用料の改定について

ア 使用料改定の必要性

下水道事業はその運営において、本来下水道使用料で賄うべき「公費負担分を除いた汚水処理費用」を下水道使用料で充足することができておらず、経費回収率が100%に達していない状況で、不足する金額を一般会計からの基準外繰入金により充当している。そのような状況は法令の趣旨に鑑みると解消する必要がある。

これまで「刈谷市下水道事業経営戦略(令和6年度改定)」に記載の収

入増加・経費削減の取組等により経営改善に努められてきたが、昨今の物価高騰の影響による流域下水道維持管理費負担金の単価改定や施設の維持管理及び更新による支出増等の要因により汚水処理費用が増加する中、さらなる収入増加・経費削減の取組等の実施による解決は困難であり、また、現行の使用料水準が維持されるままでは経費回収率の増加は見込めず、一般会計からの基準外繰入金に依存した経営状況が続く見込みである。

以上のことから、法令の趣旨に則った独立採算の実現、経営基盤の安定を図り、一般会計からの基準外繰入金を削減する手段としては、使用料改定により行われることが妥当である。

イ 適正な下水道使用料等

(ア) 使用料算定期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(イ) 改定幅

経営戦略の計画期間中において、経営目標としている「経費回収率100%以上」「収益的収支における基準外繰入金の解消」を達成することが必要だが、この度改定した経営戦略での推計では必要な使用料単価を123円/m³としているものの、「ア 使用料改定の必要性」において示したとおり、令和7年度からの流域下水道維持管理費負担金単価の増額改定の影響により、汚水処理原価が増加していることに鑑みて、使用料単価125円/m³(現行96円/m³)、現行の使用料単価からの平均改定率としては30%を目安に改定することが妥当である。

(ウ) 改定時期

使用料改定を行うことで、独立採算を実現し、将来にわたる一般会計からの基準外繰入金を削減できるため、出来る限り早期の改定を行うことが望ましいが、一方で、市民等への周知期間等を踏まえると、令和8年4月の改定が妥当である。

(エ) 使用料体系

a 基本使用料と従量使用料の配分について

大規模な施設を持つ下水道事業は、汚水処理費用に占める固定費

の割合が極めて大きい。固定費は事業の安定性の面からすれば、基本使用料で回収すべき経費であるが、その全てを基本使用料で回収するとなると、使用水量の少ない一般家庭の負担が極めて大きくなることから、その配分においては十分な配慮が必要である。

現行の使用料体系における使用料収入全体に対する基本使用料での回収割合は38%となっており、事業経営の安定性及び使用者の負担の両面を考慮すると、今回の改定においてはこの割合を維持することが妥当である。

b 基本使用料

污水处理費用のうち需要家費及び固定費の一部を負担する基本使用料については、前述の配分割合を維持するため、従量使用料も含めた平均改定率と同等となる30%の改定率とすることが妥当である。

c 従量使用料・逡増度

各使用水量帯における使用水量と下水道使用料収入のバランスの観点から、水量に比べて収入の少ない水量帯の改定率を大きくし、使用者間の負担の平準化を図ることを検討したが、一般家庭における負担増の割合が過度に大きくなることを考慮し、今回の改定では全ての水量帯において30%の改定率とすることが妥当である。

d 公衆浴場汚水・臨時汚水

公衆浴場汚水は一般汚水の使用料の2分の1とする算定方法は現行を引き継ぐものとし、臨時汚水の単価については一般汚水における負担増の割合が使用水量にかかわらず30%となることに合わせて、30%の改定率とすることが妥当である。

ウ 下水道使用料金表（案）

以上のことを踏まえ、下水道使用料については、下表のとおりとすることが妥当である。

【下水道使用料金表（案）】

（1月当たり・税抜）

種 別	区 分	汚 水 量	使 用 料
一般汚水	基本		910 円
	従量 (1 m ³ につき)	10 m ³ までの部分	13 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ までの部分	91 円
		20 m ³ を超え 40 m ³ までの部分	130 円
		40 m ³ を超え 100 m ³ までの部分	150 円
		100 m ³ を超え 500 m ³ までの部分	176 円
		500 m ³ を超える部分	235 円
公衆浴場汚水	上記区分に同じ。	上記汚水量に同じ。	上記使用料により算定した額の2分の1
臨時汚水		1 m ³ につき	260 円

3 附帯意見

(1) 共通

ア 水道事業及び下水道事業の経営の合理化、効率化等、一層の経営改善の取組、経営の安定化及び健全化に努めること。

イ 低所得者への配慮については、所得の多寡を使用水量では判断できないことや、公営企業が独立採算制を経営原則としていることから、市全体の施策として検討されたい。

ウ 水道事業及び下水道事業の現状や見通し等について、市民等が理解を深めることができるよう、広報誌やホームページ等、多様な媒体を活用して積極的な広報活動に努めること。

(2) 水道事業

ア 今後の水道料金については、おおむね3年から5年ごとに料金水準が適切であるか検証されたい。また、今回は、一般家庭への急激な影響への配慮から、水量料金の増度は縮小せず定率改定が妥当としているが、今後、水量料金単価の高い区分の使用水量の見通しが計画と乖離する場合は、増増度の見直しを含めた料金体系を検証されたい。

イ 水道システムの急所となる施設の耐震化、防災拠点や避難所などの重要施設に接続する管路の耐震化については、今後も引き続き経営戦略に基づき計画的に取り組むこと。また、これらの耐震化は、市全体の防災対策として取り組む必要があることから、総務省が示す繰出し基準に基づく一般会計からの繰入れについて、市長部局との調整に努めること。

(3) 下水道事業

ア 今後の下水道使用料については、おおむね3年から5年ごとに使用料水準が適切であるか検証されたい。特に使用料水準へ直接影響する流域下水道維持管理費負担金の単価改定の動向に留意されたい。次回以降の使用料改定を行う際には、将来における下水道施設の更新費用を使用者全体で負担していく観点や使用水量帯ごとの使用者間の負担の平準化の観点から、基本使用料及び従量使用料への配分を十分に考慮されたい。

イ 市街化調整区域の新規整備について、整備後の下水道使用料改定による市民の負担増や事業経営への影響、災害時の対応等を考慮し、浄化槽の活

用を視野に入れた上で、計画区域の見直しについても検討されたい。